







表紙共5枚

対馬28号建物避雷設備改修

合議
補給班長


表紙	対馬28号建物避雷設備改修			図面番号	1/5
図名	表紙			作成年月日	R7.11.5
後方支援隊長	営繕班長	電気係長	管財係		作成者
					
所属	陸上自衛隊対馬駐屯地 後方支援隊				

仕 様 書

1 工事件名

対馬28号建物避雷設備改修

2 工事場所

長崎県対馬市厳原町棧原38 陸上自衛隊 対馬駐屯地

3 工事概要

- (1) 既設避雷針撤去 (H=10.67m、支持金具、根枷、接地電極共) 1式
- (2) 避雷針新設 (H=10.67m、支持金具、根枷、接地電極共) 1式

4 一般事項

- (1) 本仕様書及び図面に記載なき事項は、次の仕様書の定めるところに従い誠実に行うものとする。
公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備工事工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という。）
公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備工事編）令和7年版（以下「標準仕様書」という。）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版（以下「標準図」という。）
- (2) 本役務にあたっては関係法令規則を遵守し、誠実に行うものとし、特殊な工法等の施工にあたっては、専門
工事業者の定めにより実施するものとする。
- (3) 本役務に使用する材料は新品とし、監督官の検査を受け合格した材料を使用するものとする。
- (4) 本役務の写真はカメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し、施工前、施工中、施工後及び監督官が指示す
る箇所を撮影し、簿冊に整理の上、監督官に1部提出するものとする。
- (5) 本施工箇所以外の施設等には損傷を与えないよう十分注意して作業するものとし、万一、損傷を与えた場合
には監督官へ速やかに報告するとともに、官側の指示に従い請負者の負担において原状復旧するものとする。
- (6) 本役務に際して疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施するものとする。
- (7) 本役務にあたっては、請負者側において事前に現地を実測確認するとともに、見栄え良く施工するものと
する。
- (8) 本仕様書・図面に記載なき事項についても、取り合い上及び技術上当然施工すべき事項については、請負者
の責任において実施すること。
- (9) 本役務に際して施工箇所以外の施設への立入りについては、監督官の指示に従うとともに、その他、制限事
項は駐屯地の諸規則に従うものとする。また、喫煙については指定された場所にて行うものとする。
- (10) 作業の安全には十分に留意し、必要に応じて危険防止のための措置を講ずると共に、ことあるごとに作業員
に注意喚起し、火災予防・安全管理を徹底させるものとする。
- (11) 本役務で生じた発生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、種別毎に整理したうえ、指定場所（駐
屯地内）へ搬入し、所定の調書と共に官側へ引継ぐものとする。その他の発生材は請負者の責任において全て
構外に搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。
- (12) 本役務においては原則として電気・水は官給しない。使用する場合はあらかじめ監督官と調整の上、請負者
側において使用量が確定できる処置を実施し、その使用料金を徴収するものとする。

5 特記事項

- (1) 突針の支持管は、標準仕様書（電気設備工事編）1.16.2にて示す規格によるほか、標準図第2編「電力設備工
事」（電力51 雷保護1）による。
- (2) 支持管取付け金物は、ステンレス鋼又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ35以上の溶融亜鉛め
きを施した鋼材とする。ただし、支持管がアルミ製のものは、アルミニウム合金とすることができる。
- (3) 避雷導線の構造体への接続金物は、標準図第2編「電力設備工事」（電力53 雷保護3）による。
- (4) 接地端子箱の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」（電力56 接地1）による。
- (5) 接地端子箱は、配線の接続に支障のない大きさとする。
- (6) 接地端子箱の端子ごとに接地の種類を表示し、端子の近傍に接地極側及び機器側を表示するカードホルダ等を
設ける。
- (7) 次に掲げる事項を表示した銘板を接地端子箱の扉裏面に設けること。
 - ① 名称 ② 接地の種類
 - ③ 製造者名又はその略号
 - ④ 受注者名（別銘板とすることができる。）
 - ⑤ 製造年月又はその略号

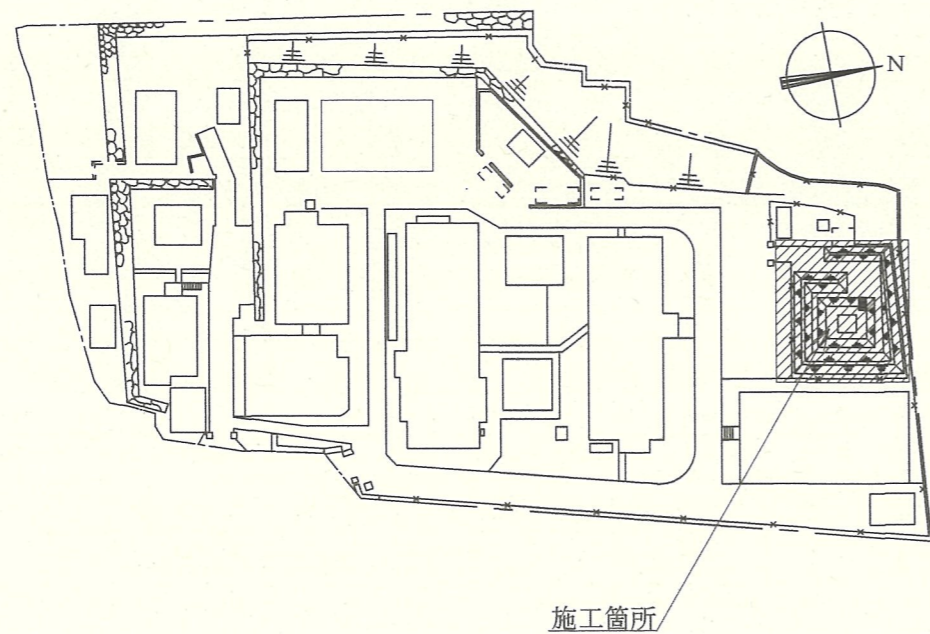
- (8) 接地銅板の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」（電力58 接地4）による。
- (9) 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」（電力59 接地5）による。
- (10) 接地極埋設標の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」（電力60 接地6）による。
- (11) 避雷針柱はコンクリート柱とし、JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」付
属書A(規定)「ポール類」の1種とする。
- (12) 装柱材料は、溶融亜鉛メッキを施したものとする。
また、腕金の詳細及びその他の装柱材料は、電気事業者の仕様による。
- (13) 地中ケーブル保護材料の規格は、仕様書1.18.5に定める「硬質ビニル管」（JIS C 8430）によるもの
とする。
- (14) 接地工事にあたっては接地抵抗を逐次実施することとし、10Ω以下となることを確認すること。
仕様書5/5に示す接地工事後に10Ω以下とならない場合は、監督官と協議のうえ、追加工事を行う
こととする。
- (15) 作業工程については、監督官と事前に協議し決定するものとし、細部施工要領等については、官側
の指示に従うものとする。
- (16) 使用部材については、事前に承認図を監督官に提出し、承諾を得るものとする。
- (17) 発生残土の処理に際しては、現場周辺に見栄えよく敷き均すものとする。

6 提出書類

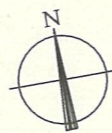
監督官が指示する書類については、提出期限を遵守し監督官に提出するものとする。



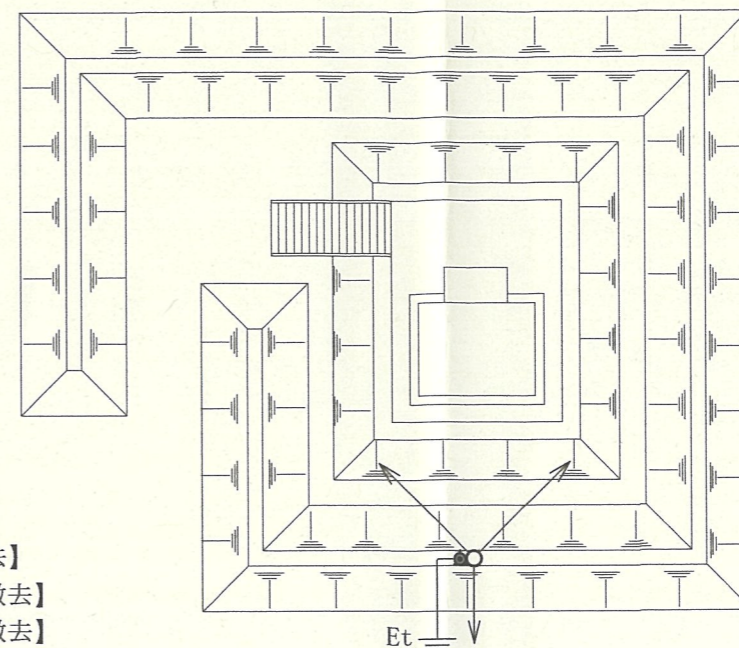
案内図 S = 1 / X



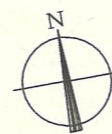
配置図 S = 1 / 1200



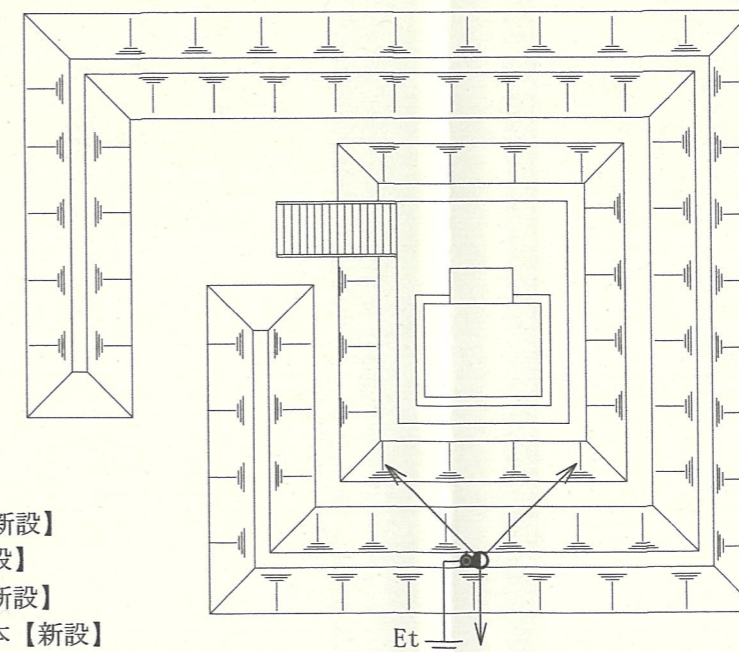
- 凡例
- : 木柱 10m 【撤去】
 - ▲ : 避雷針 1基 【撤去】
 - ⊥ : 接地電極 1式 【撤去】
 - Et : 木柱支線 3本 【撤去】



火薬庫平面図(改修前) S = 1 / 300

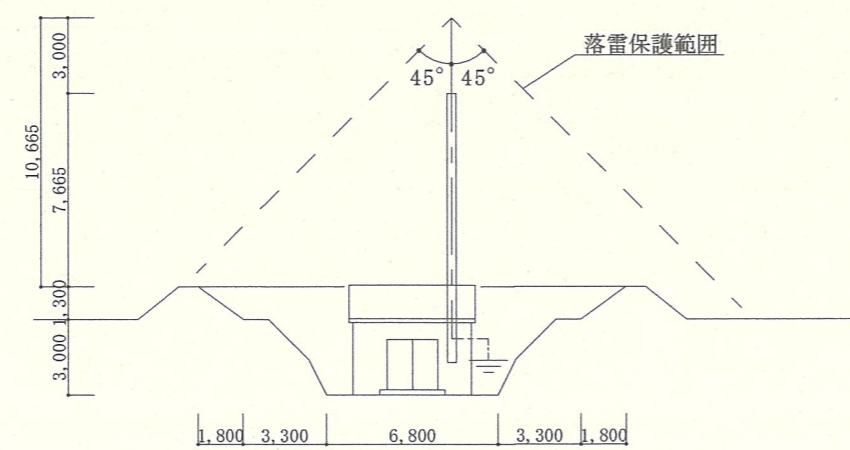


- 凡例
- : コンクリート柱 10m 【新設】
 - ▲ : 避雷針 1基 【新設】
 - ⊥ : 接地電極 1式 【新設】
 - Et : コンクリート柱支線 3本 【新設】

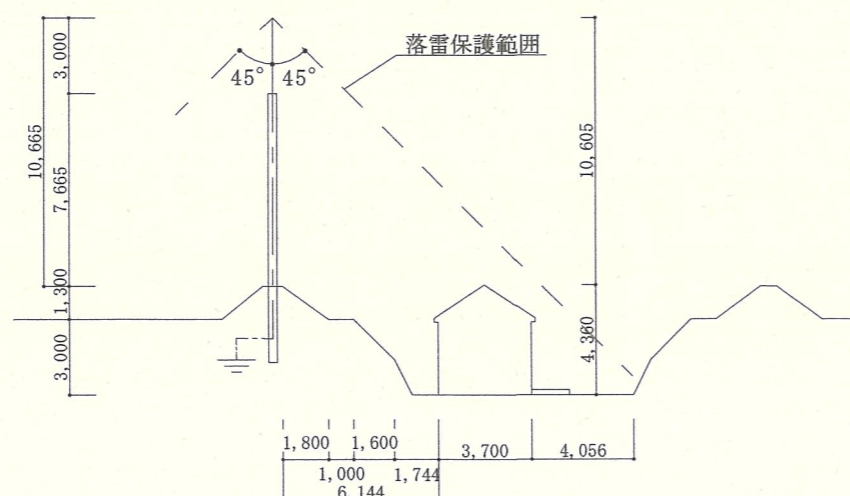


火薬庫平面図(改修後) S = 1 / 300

避雷装置設備図 (改修前)



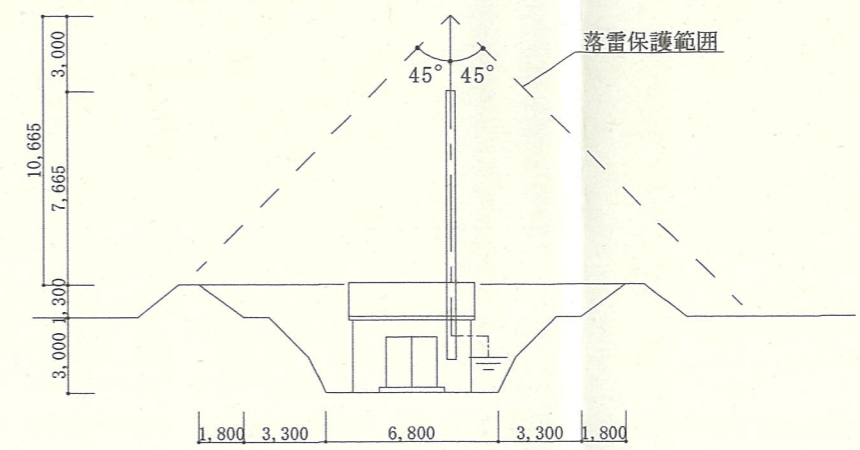
正面図



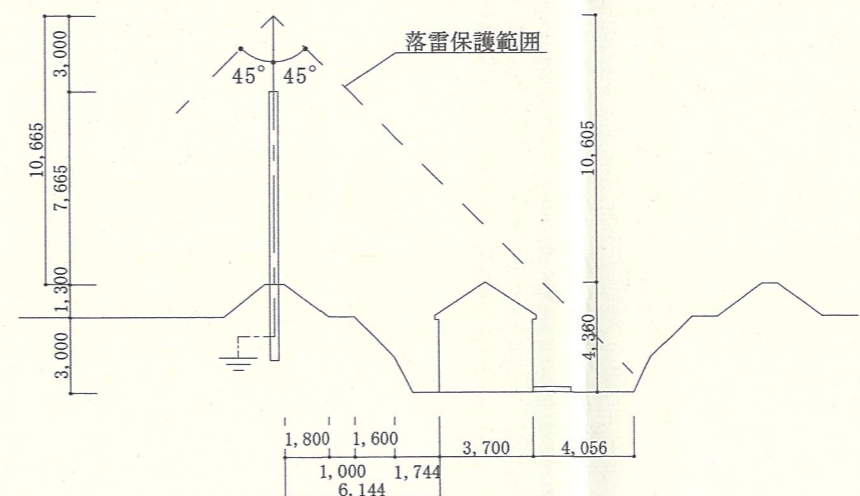
側面図

- 避雷突針 (1針型)
- 突針支持管 (銅製48.6φ)
- 木柱 (10m)
- 避雷導線 (22mm²)

避雷装置設備図 (改修後)



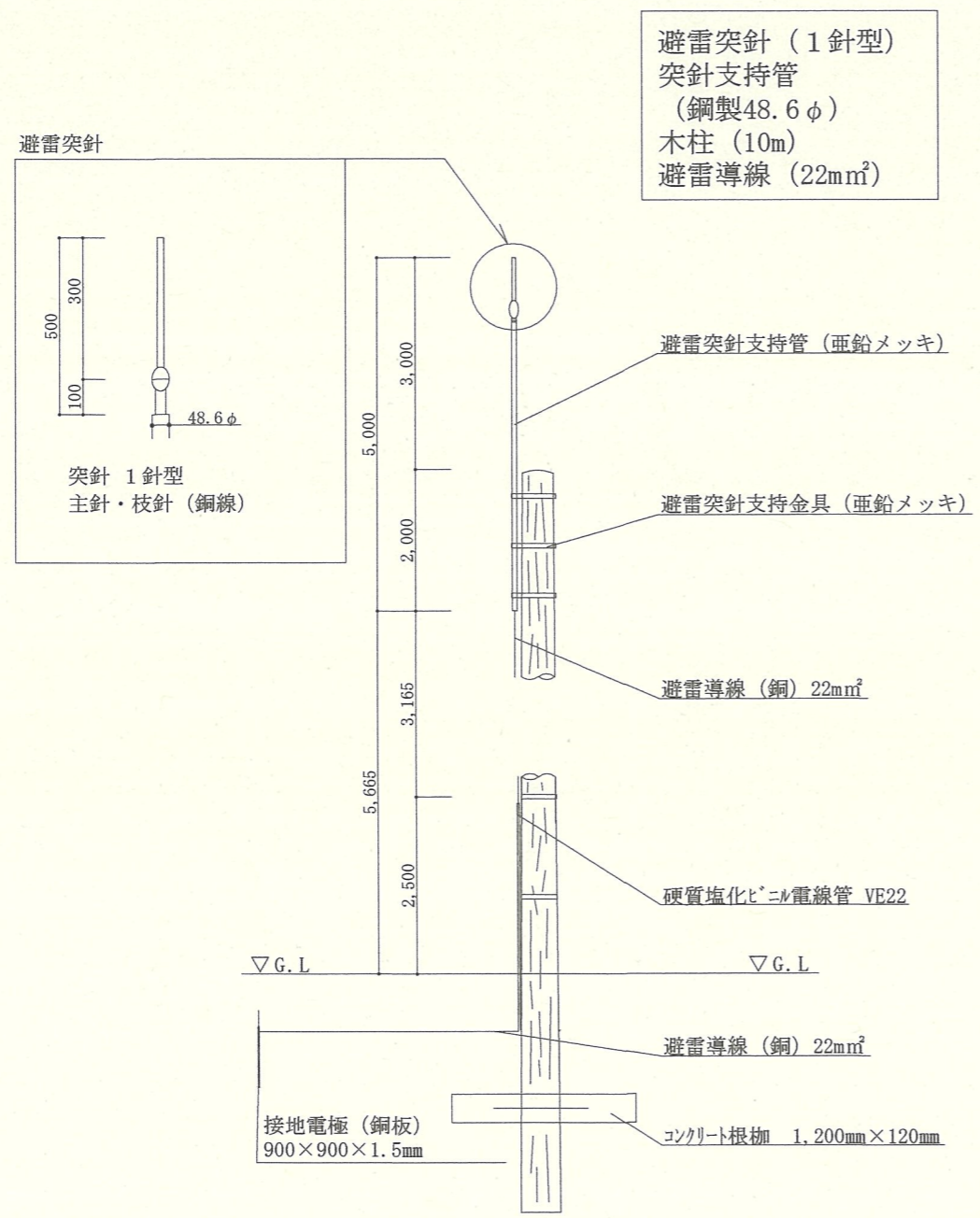
正面図



側面図

- 避雷突針 (1針型)
- 突針支持管 (銅製48.6φ)
- コンクリート柱 (10m)
- 避雷導線 (38mm²)

装柱図 (改修前) 1 / 30



装柱図 (改修後) 1 / 30

